

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－２ 財務の健全性等 Ⅱ－２－７ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生） Ⅱ－２－７－２ 主な着眼点【農中】 (1)・(2)（略） (3)不良債権の健全債権化 ① （略） ② 企業再生に当たっては、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドラインに沿った私的整理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応、<u>円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。）に規定する手続に沿った速やかな対応等</u>を実施しているか。 ③ （略） (4)・(5)（略） Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－９ 議決権の取得等の制限【共通】 (1)（略）	Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－２ 財務の健全性等 Ⅱ－２－７ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生） Ⅱ－２－７－２ 主な着眼点【農中】 (1)・(2)（略） (3)不良債権の健全債権化 ① （略） ② 企業再生に当たっては、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドラインに沿った私的整理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応を実施しているか。 ③ （略） (4)・(5)（略） Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－９ 議決権の取得等の制限【共通】 (1)（略）

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
(2)その他の注意事項 ①～③ (略) ④ <u>信用事業命令第34条第6項第10号</u>又は<u>農中法施行規則第95条第5項第10号</u>の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。 Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－１０－４－３ 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】 農協法施行規則第204条第1項ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、農協法施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、	(2)その他の注意事項 ①～③ (略) ④ <u>信用事業命令第34条第6項第9号</u>又は<u>農中法施行規則第95条第5項第9号</u>の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。 Ⅲ－４－１０ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－１０－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－１０－４－３ 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】 農協法施行規則第204条第1項ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、農協法施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。 (1)・(2) (略) (3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。 ①・② (略) ③ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。 特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再	当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。 (1)・(2) (略) (3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。 ①・② (略) ③ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。 特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
建計画（注 3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注 4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注 5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長 1 年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。 （注 1）・（注 2）（略） （注 3）中小企業活性化協議会が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画（小規模事業者の債務減免等を含まない計画であって同ガイドライン第三部 4.（4）②ロ及びハのみを満たす計画を除く）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（<u>産業競争力強化法</u>（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 22 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）、<u>株式会社東日本大震災事</u>	建計画（注 3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注 4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注 5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長 1 年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。 （注 1）・（注 2）（略） （注 3）中小企業活性化協議会が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画（小規模事業者の債務減免等を含まない計画であって同ガイドライン第三部 4.（4）②ロ及びハのみを満たす計画を除く）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>第 2 条第 25 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）<u>及び株式会社東</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
業 者 再 生 支 援 機 構 が 買 取 決 定 等 （<u>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）</u> 第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）<u>及び早期事業再生法第 28 条第 1 項又は第 29 条に基づき効力が生じる権利変更決議に係る早期事業再生計画</u>については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。 (注 4)・(注 5) (略) (注)・(4) (略)	日 本 大 震 災 事 業 者 再 生 支 援 機 構 が 買 取 決 定 等 （株式会 社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項） した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件 を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能 性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差 し支えない。 (注 4)・(注 5) (略) (注)・(4) (略)

附 則

この通知の改正は、令和 8 年 7 月 9 日から適用する。ただし、Ⅱ－2－7－2（3）②、Ⅲ－4－9（2）④及びⅢ－4－10－4－3（3）（注 3）のうち早期事業再生法に係る事項については令和 8 年 12 月 11 日から適用する。